

地域再生計画書

1. 地域再生計画の名称

自然と伝統を活かし文化の香る快適な生活のまち再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

甲賀市

3. 地域再生計画の区域

甲賀市の区域の一部（旧信楽町）

4. 地域再生計画の目標

甲賀市は、水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町の5町が、平成16年10月1日に合併して誕生したまちである。滋賀県の東南部に位置し、面積は広大で481.69平方キロメートルと県内でも2番目、県土の約12%を占めている。大阪・名古屋から100km圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流の拠点となっている。地形は、東に標高1,000mを越える鈴鹿山系を望む丘陵地で野洲川・杣川・大戸川に沿いに平地が開け、また、森林も多く、琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な地域となっている。

奈良時代中期には、聖武天皇により紫香楽宮が開かれ、奈良の東大寺に先駆け大仏建立の詔が発せられた。また平安時代には、近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、近世に入って東海道が整備されると、水口や土山に宿場が置かれ、これらを中心に街道の産業や文化が栄えた。また、日本六古窯の一つに数えられる信楽焼や、甲賀流忍術、中世城郭が有名で、寺社仏閣など貴重な文化財も広範囲に数多く存在している。

昭和40年代以降は、工業団地の造成により多くの企業が進出し内陸工業地として発展した。また、区画整理や宅地造成により京阪神のベッドタウン化が進行しており、現在は約95,417人(平成17年4月1日現在)の人口を有する都市となり、滋賀の中心都市の役割を担いつつある。

そのような本市において信楽町は、三重県・京都府とも隣接した面積164.34km²・平均標高380mの高原性の盆地にある区域で、約90%を山林が占め、瀬田川流域の大戸川・信楽川に沿って19集落が散在している。

奈良時代中期、聖武天皇が紫香楽宮を造営したことに始まる1,260年の歴史を有し、六古窯に数えられる伝統のある信楽焼と、五大銘茶の朝宮茶の生産に加え、年間160万人の観光客を迎えている、世帯数4,600戸・人口14,000人の中山間地域の小さな町であるが、近年は人口の減少傾向が見られる。

このため、本区域では愛くるしい表情のためきの焼物で知られている“信楽焼”を生かしたまちづくりを推進し、多様化する住民・観光客のニーズに対応した、次代につなぐ国際工芸都市を目指している。

また、下流大戸川に直轄大戸川ダム建設が進められており、その水源に当たる本区域の自然環境や公共水域の水質保全をはじめ、住民の生活環境の改善を図るため「共に守る清らかな水」を合言葉に汚水処理施設整備構想を策定し、その促進に努めているところだが、平成3年の信楽高原鉄道列車事故等により、当構想の80%を占める中心的な公共下水道事業の着手が遅れることになった。しかし、平成14年度から事業に着手し平成19年度の一部供用を目指して、現在急ピッチで事業展開を行っている。

京阪神流域の水源地域に住むものとして水環境に対する自覚を高め、生活環境の改善に留まらず、公共水域の水質保全のために有効な施策として、公共下水道計画を促進するとともに、著しく整備が遅れる地域の合併浄化槽設置に支援することにより、清らかな水空間を取り戻し、環境負荷の少ない地域社会を再興する。

また、水環境に関心の高い人々よる川づくり委員会と共同で、親水性を高めた河川整備や桜つつみ復興のための植栽事業等を通して、人と川との良好な関係を取り戻す河川環境整備に取り組み、山紫水明に代表される日本の原風景を再生する。

さらに、もうひとつの柱として、幻の都とも言われる聖武天皇造営の離宮「紫香楽宮」の発掘調査が進み、朝堂跡や朱雀路跡が発見されその全容が判明しつつある。引き続き調査を続け、考古学研究の進展に従い国の史跡指定を受けることができるよう努める。その後、遺構の復元や周辺整備による、いにしえロマンの活用を図り、自然と伝統を生かし文化の香る快適な生活のまち再生を目指す。

(目標1) 観光人口の増加(年間観光客160万人 180万人)

(目標2) 信楽町における人口減少の抑制(14,000人を維持)

(目標3) 汚水処理施設整備の促進(汚水処理人口普及率13% 31%)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

甲賀市信楽町では、旧町時代から引き続き、長野地区を中心に伝統ある地場産業の信楽焼を素材に、焼物を生かしたまちづくりを進めるにあたり、市民によって構成されたまちづくり懇話会を設置して、問題点や将来ビジョンを話し合いながらまちづくり推進計画を策定するほか、窯元散策路や拠点施設の再整備と定住者支援の市営住宅建設を行う。

また、市の汚水処理施設整備計画に基づき公共下水道事業・農業集落排水事業・合併浄化槽の設置を促進し、公共水域の水質保全を図るとともに水環境に関心の高い人々よる川づくり委員会と共同で、人と川との良好な関係を取り戻す河川環境整備に取り組む。

あわせて紫香楽宮遺跡群保存活用整備を進め、信楽を訪れる人々に心地よい時間を提供するとともに、住民も「住んでいて良かった」と愛着が持てる美しい陶都を再興する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道 平成14年10月に事業認可

[事業主体]

- ・いずれも甲賀市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 甲賀市信楽町牧地区の一部、勅旨地区、長野地区の一部
- ・浄化槽（個人設置型） 甲賀市信楽町長野地区の一部、江田地区、神山地区、西地区、柞原地区、中野地区、杉山地区、小川地区、小川出地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 150～1000 L=13,360m
- ・浄化槽 60基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 1,600人 浄化槽 180人

[事業費]

- | | | |
|-------------|-----|--------------------------------|
| ・公共下水道 | 事業費 | 3,460,000千円（うち、交付金1,730,000千円） |
| ・浄化槽（個人設置型） | 事業費 | 24,000千円（うち、交付金8,000千円） |
| ・合計 | 事業費 | 3,484,000千円（うち、交付金1,738,000千円） |

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然と伝統を活かし文化の香る快適な生活のまち再生」を推進するため、以下の事業を総合的に行う。

(1) 信楽の川づくり

- ・信楽の川づくり会議

水環境に関心のある団体や人々が集い、お互いの活動内容を紹介しながら交流を深め、魅力ある美しい川づくり活動を通して、京阪神の水源地域に位置する者とし

での自覚を高める。

- ・親水性の高い河川整備

治水・利水だけでなく河川の役割は多様になっている。水質保全・水辺空間の良好な河川環境を取り戻すモデル事業として、谷川の石積護岸・階段・植栽などの河川整備を行う。(L=約 200m)

- ・八丁桜を今に

紫香楽宮ゾーンと伝統産業ゾーンを結ぶ大戸川沿いの勅旨地区には、八丁桜と呼ばれていた数百本の桜並木の堤があった。戦後に進駐軍とのトラブルを避けるために、住民によって切られてしまい、今は山桜が一本寂しく残っているだけである。思い出残る風景を今に取り戻すため、桜の苗木を大戸川の堤に住民の手で植栽、心をこめて育てていく。(L=約 1200m)

- ・環境教育の推進

ビオトープ作りを通し、子供たちが生態観察を実際に体験することで、自然に対する関心を高め、環境保全の大切さを学ぶ。

(2) 焼物を生かしたまちづくり

- ・広場・窯元散策路整備

地場産業の中心地である長野地区で、自然・歴史・伝統文化などの多様な資源を統合、古くからの工房や登り窯などの町並みを生活面だけでなく、観光の視点から芸術性の高い広場整備や散策路整備を進める。

- ・伝統産業・観光の拠点施設再整備

昭和 52 年に、信楽焼の伝統と振興の拠点施設として建設した伝統産業会館を、古来よりの陶器の収集・展示に留まらず、気楽に若い陶芸家やボランティア活動をする人達が、自主企画の個展やイベント運営を活発に行う交流の場として、また観光客へ情報の発信もできる街角の小さな美術館としてリニューアルする。これらによって、長野地区一帯がセラミックアートギャラリーとなることを目指す。

- ・市営住宅整備

慢性化している後継者不足を解消するため、陶芸作家を目指す人の定着を支援する市営住宅の整備を行う。

- ・松明奉納ルート整備

しがらき陶器祭りの松明奉納は、約千本の松明の火が夜空を焦さんばかりの幽玄的なイベントである。子供から大人まで幅広い参加者の安全確保と、ショーアップのためのルート整備を行う。

- ・まちづくり活動支援

イベントの企画・運営をはじめ、若きまちづくりリーダー集団である商工会青年部の活動支援を行う。

(3) よみがえれ紫香楽宮

- ・発掘調査・研究の継続

紫香楽宮は幻の都として多くの謎に包まれていたが、度重なる発掘調査により、都へつながる幹線道路の朱雀路、大仏を作ろうとしていた鍛冶屋などの遺跡と、都の中心部を示す朝堂跡が確認され、いにしえの一時、この地が日本の政の中心であったことが判明し、歴史の厚いヴェールがしだいにはがされてきている。引き続き調査を継続して、信楽の古代史の解明を深める。

・国の史跡指定の推進

まだまだ、文献史学・考古学研究の進展を待つことになるが、諸条件の整理を行い、紫香楽宮関連遺跡群が存在する地域の地権者や関係者の理解を得て、国の史跡として指定を受けることができるよう努める。

・保存活用計画の立案

紫香楽宮関連遺跡群がある雲井地域は、優れた歴史・自然環境の中に、人々の暮らしとともに存在している。先人から受け継いできたこの貴重な財産を現在に生かし、未来に継承して行くために、史跡に対する現状変更行為についての制約を明確化して、まちづくりに役立つ保存活用構想をまとめる。

・遺跡の復元整備

紫香楽宮をよみがえらせる遺跡群の整備には相当な時間を必要となる。そこで、はじめに朱雀路遺跡の復元整備を具体化させながら、住民が歴史を見つめ地域に誇りが持てるまちづくりにつなげる。

6 . 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す地域再生計画の目標に照らし、各事業に係る委員会、団体において必要な調査を行い状況を把握、公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るため、市において総合的に達成状況の評価、改善すべき事項について検討を行う。

なお、法第四章の特例の措置を適用して行う事業については、甲賀市污水处理施設整備連絡調整会議で、整備状況・維持管理・水質検査等が適切に行われているか掌握し、必要に応じて適切な措置をとるよう提言する。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし